



千葉労働動向

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 | (鉄砲) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

40.3.28 No. 3189

スト戦術の拡大は全く正当だ

労働関係調整法

労調法上も100%適法

「抜き打ちストライキ」と非難される余地は全くない

動労千葉の繰り上げスト・戦術拡大により、乗客の非難を浴びたJR当局は、卑劣にも自らの責任を逃れるために、混乱の責任を動労千葉に押しつけるという見苦しい悪アガキを行っている。

当局は、住田談話を発表「一ハストは、労働関係調整法(労調法)違反」と決めつけ、不当処分策動を強めているのである。我々は、怒りをこめてはつきりと断言する。動労千葉のスト戦術―スト時間の繰り上げは全く正当な争議行為であり、法

判例から見てもハストの正当性は明らか

日航乗務員指名スト事件※の判決では次のように言われている。労働大臣等になした通知の内容が概括的で対策をたてるのに困難を来すおそれがあるからといって、それが直ちに労使相互間に予告義務を設けることは相当ではない。組合は法令又は労働協約に違反しない限度で争議行為の開始時点を決めることができるから、この開始時点で使用者にと

的(労調法)にも100%適法なストライキであり、「違法スト」として非難される余地は全くないことを明らかにしておく。

そもそも「労調法」とは、公益事業については、十日前に労働省と中労委にスト通知を義務づけているだけである。動労千葉は、何度も明らかにしている通り、すでに今回のスト突入については一月五日付けでのスト予告を、翌六日に労働省に提出しているのである。

って都合悪く、代替者の手配に困難をきたす等の事情があるからといって、たやすく右争議行為をもつて不当ないし争議権の濫用にあたる」と即断は出来ない。

と明確にされている。なお、違法とされた例は、団体交渉も行わず突然ストライキに突入してしまつた場合、全く通知なしに突然職場放棄してしまつた場合以外はないのである。

動労千葉はJR東日本千葉支社とは、労使対等の立場を踏みにじる労働協約案の強要を拒否し、

無協約状態がつづいている。従って「ルール無視」とか協約違反などの理由で責任を追及される理由はないのである。

違法・不法をつみ重ねる当局

JR当局は、JR総連と結託し地労委の救済命令・労働委員会制度、労働組合法を踏みにじり、それを履行しないからこそ抗議のストライキが爆

発したのだ。当局は、動労千葉に責任をなすりつけるような破廉恥で違法な行為を直ちにやめて、地労委命令に従い一二人の仲間をJRに採用せよ。

スジ違反の「ルール無視」(協約違反)の決めつけ

違法・不法をつみ重ねる当局

※日航乗務員スト事件とは、一九六四年一月及び一二月に日航の乗務員が指名ストを行ったことに関し、会社側は「極端な無通告抜き打ちストライキで積極的な加害行為を敢えて強行した」として組合幹部を懲戒免職にし、裁判で争いかわゆる組合側が勝利した事件である。

動労千葉のストへの「違法スト」の決めつけ効!

三、三〇スト貫徹不当処分策動粉砕に向けて全組合員は総決起しよう!

全力で結集しよう!
今こそ全ての怒りを結合せよ。
3月30日
JR本社前抗議行動 16時
清算事業団闘争勝利中央集会 (日比谷) 18時
4月8日
緊急千葉支社抗議闘争 (千葉公園) 13時